

## 平成 25 年第 12 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 26 年 3 月 25 日 (火)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 26 年 3 月 25 日 (火) 午前 10 時 30 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
	閉 会	平成 26 年 3 月 25 日 (火) 午前 11 時 00 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 9 名 欠席 2 名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	黒 川 益 毅	○
	3	佐 藤 博 幸	●
	4	奥 山 稔	○
	5	鎌 田 英 樹	○
	6	川 端 英 嗣	○
	7	山 本 俊 榮	○
	8	杉 本 元	●
	9	吉 田 謙 司	○
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	中 嶋 康 治	○
議事録署名委員	議席番号	5 番 鎌 田 英 樹 6 番 川 端 英 嗣	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	守 山 義 昭	
	総務係長	菅 雅 彦	
	農地整備係長	岩 花 英 樹	

## 平成25年度第12回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、9名であります。定足数に達しておりますので、  
ただいまから平成25年度第12回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

5番 鎌田英樹君

6番 川端英嗣君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は、本日一日間  
としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画  
書の決定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18  
条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、賃貸借の案件であります。2ページの利用権設定総括表をご覧ください。  
今回は1件のみとなっております。

整理番号18-1については、 から に賃貸借するもので  
す。この案件においては、新規の案件となっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表の通りとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただ今より本件に対する質疑に入ります。

全員 なし

議長 お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。今回は3件あります。

1件目ですが、別記第4号様式意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。

貸主は となっており、借主については、 と、なっております。土地については、字 番 となっており、転用面積については、  $m^2$  となっております。転用目的は砂利採取で、工期は、平成 年 月 日より平成 年 月 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

2件目ですが、別記第4号様式意見書の書式に基づいてご説明もうしあげます。18ページをご覧ください。

貸主は となっております。借主については、 となっております。土地については、字 番 他 筆 となっており、転用面積については、  $m^2$  となっております。転用目的は砂利採取で、工期は、平成 年 月 日より平成 年 月 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧の通りとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

3件目ですが、別記第4号様式意見書の書式に基づいてご説明もうし

あげます。29 ページをご覧ください。

貸し主は となっておりまして。借主については、 となっておりまして。土地については、字 番 となっており、転用面積については、 m<sup>2</sup> となっておりまして。転用目的は砂利採取で、工期は、平成 年 月 日より平成 年 月 日となっておりまして。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧の通りとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 なし

議長 お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本件は原案の通り決定されました。

議長 以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思っております。

平成 26 年 3 月 25 日

署名委員

( 5 番 ) 鎌 田 英 樹

( 6 番 ) 川 端 英 嗣